

第89回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和3年6月23日（水）15時30分～16時25分

2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

3 出席者

（委員） 田中会長、太田委員（オンライン）、高木委員、能勢委員、山宮委員
（防衛省） 鋤先服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第89回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。
各委員におかれましては、御多忙中のところご参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 第88回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録のご承認をいただくことです。
お手元の資料2「第88回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますので、御質問又は御意見がありましたらお願いします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようです。承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 令和2年度自衛隊員等倫理月間における各機関の取組状況の例について

- 田中会長 議題の2番目は、「令和2年度自衛隊員等倫理月間における各機関の取組状況の例について」です。
それでは、服務管理官から説明をお願いします。
- 服務管理官 前回の倫理審査会におきまして、12月の倫理月間の取組状況につきまして、一般的な内容をご説明させていただきましたが、各機関からフォローアップの状況について5月に上がってきておりますので、本日はその取組状況を御紹介させていただきます。
例年、倫理月間におきましては、市ヶ谷に所在している機関を対象に、こちらの2階の

講堂で、倫理監督官の事務次官からの訓示と部外の有識者の先生方に来ていただいて講演をするというのが通例でございますが、前回もご説明させていただいたように、今回はコロナ禍ということで、倫理監督官からの訓示につきましては通達という形で、講演につきましては動画の形で各機関に配布して対応したというところでございます。

そのような状況を受けまして、市ヶ谷での所在機関である、内部部局ですとか、防衛研究所、統合幕僚監部、陸海空の各幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、防衛装備庁におきましてはそれぞれイントラネット等を利用した取り組み、教育を行っているという状況でございます。

もう少し具体的に紹介させていただきますと、内部部局におきましては電子メールで教育資料等を送付しつつ、イントラネットで講演動画を視聴したというところでございます。

それから防衛大学校でございますが、倫理審査会におきましてご審査いただきましたが、防大の職員の方で贈与等報告書を提出するべきところをしなかったという遅延事案を生起したところではございます。そういった状況を踏まえまして、防大の方で独自に30分程度の教育用の動画を作成して、それで教育を行ったり、それと先程も出ました講演動画を視聴させていただくという取り組みを行いつつ、前回の遅延事案につきましても事案の概要を情報共有して再発防止を図ったというところでございます。

それから防衛医科大学校でございますが、こちらにつきましてはコロナ禍でございますので、校内イントラネットを利用しつつ情報共有を行ったというところではございます。

防衛研究所もイントラネットを活用した教育を行いつつ、部長クラスの幹部会議におきましても周知徹底を図ったという状況でございます。

統合幕僚監部もイントラネットを利用した教育等を行っております。

それから陸海空それぞれの自衛隊は部隊でございますので、指揮官クラス、それから中隊長等クラスの各種の会議ですとか集合訓練の場を設けまして、必要な教育、周知徹底を行ったというところでございます。

情報本部では、こちらにも課長等がそれぞれの所属部署内で教育を実施したというところでございます。

それから防衛監察本部におきましても防衛監察監自ら発信しつつ、教育等を実施したということでございます。

それから、地方防衛局は建設工事、装備品等の一部を地方での調達、契約行為を行っている訳でございますが、局長が自らの倫理観を教示、訓示のようなものを実施したり、各所属部署におきましても必要な教育を行ったということでございます。

防衛装備庁も中央で大きな装備品等を契約しておりますので、倫理監督官である防衛装備庁長官が、電子メールで全隊員に訓示を行いつつ、その他必要な教育指導を行ったというところでございます。

私の方からは、説明は以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。今の説明に対しまして御質問あるいは御意見があり

ましたらお願いします。

では、私から一つ質問を今回のポイントの中で動画、eラーニング等を徹底されていると思いますが、eラーニングと動画は実際に対象者が実施したかログの管理はできるようになっているのでしょうか。

- 服務管理官 はい、こちらにつきましては、eラーニングの回答結果のログで、誰がどこのeラーニングをしっかりと実施したかどうか、それと同じく、eラーニングの欄におきまして動画を視聴していたかどうかや動画の感想を記入する欄がございまして、そこで動画を見ていたかどうかをチェックしております。それで、概ね対象の幹部が実施したということは確認できております。以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。他の先生方からはよろしいでしょうか。

- 委員 意見なし

- 田中会長 ありがとうございます。

他に御質問がなければ、令和2年度自衛隊員等倫理月間における各機関の取組状況の例については、以上とします。

(4) 令和2年株取引等報告書について

- 田中会長 議題の3番目は、「令和2年株取引等報告書について」です。この審査は、倫理法第7条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

- 服務管理官 株取引等報告書の概要をご説明させていただきます。先程会長からもございましたが、こちらにつきましては自衛隊員倫理法第7条の本省審議官級以上の方につきましては、株の所得、譲渡などの前年の株取引等の報告書を提出することとなっております。

昨年度の令和2年の分につきましては、提出が12件ということで、一昨年令和元年の5件に比べて増加しているということでございます。

株取引等の概要でございますが、こちらは取得、譲渡共に業種別にどういった業者、会社の株式を取得しているかという状況でございますが、見てみると防衛省との間の契約金額が100位以内に入っているような防衛関係の企業の株を取引されている方は実際かなり少ないということで、今回実績としては防衛関係の企業は3社しかないという状況でございます。

引き続きまして、個別に12件の方がどういった株取引等をされているかという状況についてご説明させていただきたいと思っております。

まず一番最初の方でございますが、このような株式の取引をされているというところで

ございます。後程、昨年の所得等の報告書とご説明させていただきますが、そちらにも出ている内容ですが、このような株取引をされて保持されていますので、配当所得もございまして、それから株の取引に伴った雑所得等もあるということでございます。

2番目の方でございますが、こちらにつきましても2件ほど取得の行為があったということでございます。それで株取引の配当所得があったということで、源泉徴収で納められているということでございます。後程、所得等報告書の時に説明をさせていただきます。

3番目の方でございますが、これだけの株取引をされているということでございます。やはりこれだけ取引をされている関係で、株取引に伴う所得ですとか、あるいはそもそも株式を保有されておりますので、配当所得があるということで、こちらも後程、所得等報告書に出て参ります。

続きまして、4番目の方でございますが、このような株取引をされているということでございます。それで、これだけ株取引をされているということで、それに伴う所得等があるということでございますが、配当所得についてはなかったということでございます。

それから続きまして、5番目の方でございますが、これだけの複数の取引をされているということですが、当然それに伴う所得があるということと、それから保有されている株の配当所得もあるということでございます。これも後程、報告書の方に出て参ります。

6番目の方でございますが、このような複数の株取引をされていて、同様にそれに伴う所得、それから配当所得があるということでございます。

7番目の方も同様でございます。これだけの複数の株取引、それからそれに伴う所得、それから保有されている株式の配当所得があるということでございます。

8番目の方でございますが、保有されている会社の株を、株式併合をされたということで、株の株数が変わっているということで報告されております。それで、当然他の件も含めて株式を保有されておりますので、配当所得があるということで、こちらも後程、報告書に出て参ります。

それから9番目の方でございますが、複数の株取引をされているということで、それに伴う所得、それから実際保有されている株の配当所得があるということでございます。これも後程、所得等報告書の際に出て参ります。

1番から9番の方は、所得等報告書で株取引の関係の報告が出てくるのですが、10番以下の方は、所得等報告書に出てこない方ということでございます。

10番目の方につきましては、こちらの会社の株の売買をされているのですが、昨年の8月に指定職になられたということで、所得等報告書を出す義務はないので、株取引に伴う所得等報告書は出されていないということでございます。

11番目の方でございますが、こちら相続で株を取得されたということでございます。所得等報告書は国からの給与所得のみということで次の説明に出てこないのですが、配当所得もなかったということでございます。

12番目の方でございますが、こちら株の譲渡が1件だけございますが、昨年の8月に指定職、審議官級以上の職に就かれたということで、所得等報告書の提出義務はないということで、株関係の所得等報告書は出てこないということでございます。

私の方からは、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、皆さまから株取引等報告書に対する御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 委員 意見なし
- 田中会長 今回から所得等報告書の関係を一覧表で分かるようにしていただきましてありがとうございます。皆さまから御質問がないようでしたら株取引等報告書については以上とさせていただきますと思います。

(5) 令和2年所得等報告書について

- 田中会長 続きまして、議題の4番目は、「令和2年所得等報告書について」でございます。この審査は、倫理法第8条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものです。
それでは、サービス管理官からまとめて説明をお願いします。
- サービス管理官 令和2年の所得等報告の概要をご説明いたします。先程、会長の方からございましたが、倫理法第8条に基づきまして、先程の株取引等報告書と違うのは、前年1年間を通じて審議官以上の職に在職する隊員の方がこちらの報告書の対象になるということでございます。それで、昨年の所得等報告書の提出件数でございますが、123件ということで、一昨年とほぼ同様の件数でございます。それで、国からの給与所得のみだった方が102件、それと国からの給与所得以外の所得等があった方が21件ということでございます。それから国からの給与所得以外の所得等があった方の状況につきましては詳しくご説明をさせていただきますが、まずどういった所得だったのかという概要をご説明させていただきますと、やはり多いのは不動産の取得をされていて、それに伴う収支が上がっている方が7件いらっしゃいます。それから課税の方式で違って来るのですが、保有されている株の配当所得は、合計6件あるということでございます。国以外の例えば兼業先、今回は医官の方ですが、兼業先から給与をもらっているという形の所得が1件上がっています。それから一番多いのがやはり原稿料等で雑所得という収入があった方が8件、それから先物取引をされている所得が2件、それから株式等の所得ということで、株取引等で収益が上がっているというのが3件ございます。それから相続で贈与を受けたということで1件ございます。源泉徴収選択口座ということで、株の配当所得ですとか、あるいは株取引で所得があった場合につきましては、源泉徴収で既に差し引かれているということで、それについて金額を記載することは不要だとされておりまして、それが5件ございます。
それから個別に、各個人毎に見ていきたいと思っておりますが、国からの給与所得以外の所得等があった方が21人います。先程出てきました株取引等報告書と番号は合っております。

す。共通しておられる方は、1番から9番の方が株取引等報告書も出されて所得等報告書も出されて、尚且つ給与所得以外の所得があった方という形でございます。それでまたそれぞれ見ていきたいと思いますが、1番の方につきましては、先程、株の取引もありましたが、その関係で配当所得、それから株の譲渡と雑所得があるということでございます。

2番目の方でございますが、こちらにつきましては株取引等報告書に出てきましたが、配当所得があるということで、こちら源泉徴収選択口座ということで、金額が出てこないということでございます。

3番の方でございますが、先程、株取引等報告書でも出てきましたが、ご自宅を今転勤で別の所に住んでいらっしゃるということで、自宅を貸していらっしゃるということで、その収支が不動産所得ということで上がってきているということでございます。それから先程、株取引報告書が出てきましたが、源泉徴収選択口座を選ばれていて、それぞれ取引に伴う雑所得、それから配当所得があると思いますが、金額自体ここに記載が出てこないということでございます。

4番の方でございますが、株取引のほかに先物取引もやっていますので、その利益がございます。その他株式の取引に関係ある雑所得が源泉徴収選択口座であるということでございます。

続きまして5番の方でございますが、医官の方でいらっしゃいますので、病院で兼業をされているということで、そちらの方からの所得があるということでございます。それから株取引等報告書が出てきましたので、そちらの方で雑所得とかあるいは配当所得などが上がっているということでございます。

それから6番の方でございますが、株取引等報告書におきましては、こちら源泉徴収選択口座を選ばれているということで、株の所得や配当金額の記載は不要となっております。

7番目の方につきましても同様に源泉徴収選択口座を選ばれているということで、株の所得や配当金額の記載は不要となっております。

8番目の方でございますが、既に保有されていた配当所得の金額が計上されております。

9番目の方でございますが、こちらにつきましては講師をした時の雑所得ということがあります。その他、株とあるいは配当の所得の関係が計上されているということでございます。

ここまでの株取引等報告書に出てきて、所得等報告書が出されて、尚且つ給与所得以外の所得等があった方達になります。

10番以降でございますが、10番の方につきましては不動産をお持ちでその貸家を賃貸されて収支化したということでございます。その他書物の印税の関係で雑所得があったということでございます。

11番の方につきましても貸家を貸されていて、その収支が記載されているということでございます。

12番の方でございますが、貸家を貸されていたのですが、家賃収入が必要経費を差し引いたものが赤字でいらっしゃるということでございます。

13番の方でございますが、こちらも貸家の賃貸収支がありまして、それから原稿料の

雑所得があるということでございます。

14番の方につきましても今東京でお住まいですが、広島にあるご自宅を貸されているということで、賃貸収支があるとありますが、必要経費の方が上回ったということということでマイナスであります。それから株式の配当収入の関係もございます。ただ、株取引等はされていないということで、株取引等報告書は上がってきていないということでございます。

15番の方につきましては、駐車場を貸されていて、その収支が計上されているということでございます。

16番、17番、18番、19番の方につきましては原稿料等の雑所得があったということで計上されているということでございます。

20番の方につきましても同じように原稿料の雑所得の他に、既に保有されている株の配当所得だということでございます。また、株取引等報告書の対象となるようなことはされていないということでございます。

21番の方でございますが、為替証拠金取引ということで計上されているということでございます。

私の方からは、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、ここで所得等報告書の審査に入らせていただきます。御質問、御意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 委員 意見なし
- 田中会長 御意見等がなければ所得等報告書については以上とさせていただきます。

(6) 令和2年度第4四半期の贈与等報告書

- 田中会長 続きまして、議題の5番目は、「令和2年度第4四半期の贈与等報告書」の審査についてでございます。

こちらは、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和2年度第4四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものです。

それでは、サービス管理官から説明をお願いします。

- サービス管理官 まず、全体の件数でございますが、今回につきましては141件ということで、令和元年度第4四半期の191件と比べると50件程減少しているということでございます。

その要因につきましては、一番大きいのはやはり供応接待等ということで、こちら令和元年度は41件であったものが、令和2年度は2件ということでございます。こちらにつきましてはやはりコロナ禍の影響ということで、何らかの会議ですとか、シンポジウムも

交えるようなレセプションなどが無くなったこと等の影響を受けてこのような状況になっているというところでございます。

続きまして、機関別の件数でございます。今回も一番多いのは陸上自衛隊が50件で件数が多いのですが、要因としましては、災害派遣の部隊の激励品ですとか、あるいは人数的にも部内サークル誌で原稿料をいただいている方が多いということで件数が多くなっているというような状況でございます。その他の機関につきましては防衛研究所、防衛医科大学校です。やはり研究者の方がいらっしゃるような所につきましては、著述に対する謝礼ですとか、講演等に対する謝礼ですとか、そういったものが多いところがありまして、件数が多くなっているというようなどころでございます。

続きまして、第4四半期の報告書の概要をご説明したいと思います。先程申しましたとおり、全体の件数は、令和2年度第4四半期については141件ということでございます。その後ですが、個別に基因別に見ていきたいと思っております。

まず一番最初のところでございますが、賞金の贈与というところで、防衛医科大学校の医官の方がご自身の研究について表彰されて、副賞での賞金をいただいたということで報告が上がっております。

それから、物品等の贈与ということで2番から41番まで40件あります。そのうち、外国政府からの儀礼的な贈り物ということで2番から4番がございまして、在京の大使館の方から年始の贈り物をいただいたというようなものでございます。

それから5番から12番までが就任等のお祝いですが、そのうち5番から11番までは、今年の1月に防衛医科大学校の学校長に就任されたということで、近隣の病院などから学校長の就任祝いということで胡蝶蘭が送られているといったところでございます。

それから12番でございますが、この方は加古川地区のご出身だそうですが、その観光大使音楽隊長に任命されたということで、その関係で物産等を贈与されたということでございます。

続きまして、表敬時の儀礼的な贈り物ということで13番から16番まででございますが、海上自衛隊の艦艇が港に入港する際に関係があった方からギフトをいただいたということでございます。

続きまして17番から28番までですが、今年の1月に大雪の関係で自衛隊による災害派遣が出ておりますが、その災害派遣の激励品ということで28番まで続きます。

29番から33番までは、今年2月に栃木の方で山林火災が大きなものがあったということで、その災害派遣の激励品をいただいたということでございます。

34番から39番までは、海賊対処部隊等に対する激励品ということで、関係団体からいただいたものが計上されているというところでございます。

それから40番、41番でございますが、こちらにつきましては航空自衛隊の部隊が日米豪共同訓練などに参加した際に、激励品をいただいたということでございます。

続きまして42番、43番でございますが、こちらにつきましては在京の外国の機関の方と意見交換を兼ねた夕食を共にする際に、先方に食事代を負担していただいたということで報告がきているものでございます。

それから44番から91番まで著述に対する謝礼が続いております。まず最初にアでございますが、44番から61番まで部内私的サークル誌への著述に対する原稿料が報告されております。

続きまして、こちら財団法人・社団法人が発行する月刊誌・ウェブサイト等への著述ということで、62番から73番まで続いております。62番から73番までがそのような著述の関係の原稿料となります。

74番、75番でございますが、新聞の書評の原稿料が計上されているということでございます。

それから76番から89番までは、出版社等が発行する書籍・雑誌への著述に対する原稿料ということでございます。

90番、91番は、大学、研究機関が発行する論文等への著述に対する原稿料ということでございます。

それから92番から95番までが、本の著述の印税ということで報告が上がっております。

それから96番から138番まで最後のページまで続きますが、講演等に対する謝礼ということで43件続きます。

まず、96番から101番までが講演等に対する謝礼ということでございます。102番から109番でございますが、こちら講演等に対する謝礼ですとか、あるいは毛色の違うものになりますと、英検の面接官の謝金といったものになります。

110番から117番でございますが、こちら同様に講演等に対する謝礼ということになります。

続きましてこちら講演等に対する謝礼でございますが、利害関係者からの講演依頼ということでございます。やはりこちらで多いのは、機関のお医者さんの方が医薬品メーカーですとか、医療関係の企業から依頼を受けた場合は利害関係がありますので、その場合は講演料につきましては、1時間あたり2万円以下の基準を満たさなければいけないということになります。121番、123番、127番が該当します。

続きまして講演等に対する謝礼が続いていますが、こちら利害関係者とみなされる企業からの講演依頼となります。

139番でございますが、こちらにつきましてはテレビ出演に対する謝礼ということでございます。

140番でございますが、新聞等へのコメントに対する謝礼ということでございます。

1番最後は遅延が1件ございまして、これはまた別資料でご説明をさせていただきたいと思っております。

事案が発生した時は前職の時でございますが、陸上総隊司令部の座間駐屯地の日米共同部で勤務していた際に、部内サークル誌の原稿料につきまして報告が遅れてしまったということでございます。

こちら経緯のところに書かれていますが、「おやばと」という部内サークル誌がありますが、そちらに寄稿されまして、そして11月12日にそれに対する原稿料の支払い、振り

込みがあったということでございます。本来であれば第3四半期の報告書として提出が必要なのですが、それが遅延してしまったということでございます。

その理由でございますが、こちら振り込まれたのが11月12日でございますが、こちらに書かれておりますとおり、11月1日から15日までがちょうど日米共同訓練が始まる前の期間が多忙で振り込み状況について確認するいとまがなかったということでございます。

それから実際、共同訓練が11月16日から12月18日の間に、ひと月近くあったわけですが、勤務地の座間駐屯地を離れて朝霞駐屯地の方に勤務していたと、そういう状況だったというのが一つ、それから訓練中だったということもあり、日米共同部の人事担当の方からも特段、第3四半期の贈与等報告書があるので出してくださいという話もこなかったということで、リマインドがこないまま本人も気付くことがなかなか難しい状況にあったということでございます。

一方で2月に入って、第4四半期の贈与等報告書の該当する方にリマインドがあった時に、ご自身の寄稿があったことを思い出されて口座を見たところ、既に振り込まれていたということに気付いて、遅延した状況ですが贈与等報告書を出されたということでございます。

再発防止策につきましては、このように振り込みがあった時にはちゃんと教えてほしいですとか、ご自身でもスケジュール帳に振り込み予定日を記入をして、遅延しないように気を付けたいということでした。

本件の取り扱いでございますが、初めての遅延でございますし、なかなか日米共同訓練で気付くことが第3四半期は失念してしまったというような状況もございますので、本人に対する注意喚起に努めて、特段処分等は行わないという形にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 田中会長 よろしいでしょうか。
- 委員 意見なし
- 服務管理官 ありがとうございます。では、そのような形で取り扱わせていただければと思います。
- 委員 よろしいでしょうか。これ拝見していると「おやばと」ですよね。「おやばと」とか「修親」とかは言わば、ある意味自衛隊の方の仲間内のようなところでいらっしゃるので、そこで原稿の依頼があって原稿を書いてそれで気付かなかったというのは、それはあり得ることだとは思いますが、編集部の何かですね、何かこううまく手続きというか、そういったことをある程度進めるような手立てみたいなのは作れたりしないのでしょうか。

- 服務管理官 例えば原稿を依頼した際には、倫理法の贈与等報告書の提出が必要ですよというリマインドしていただくとかですね、陸幕いかがですか、そういった調整は。
- 陸幕担当 陸幕服務室長です。この度は大変申し訳ございませんでした。今ありましたとおり「修親」や「おやばと」という機関誌に対する特に刊行事務局という部分に関しましては、部外組織になりますが、そこでの調整をさせていただきたいと思っております。その上でしっかりとそういった漏れがないように、もちろん私も本人に対する意識の高揚や組織としましても、贈与等報告書の提出に関してリマインド等の環境を行って、両面でそういった再発防止対策に取り組んでいきたいと思っております。
今の御指摘等に関しましては、持ち帰り調整させていただきます。
- 委員 とにかく皆さん本業が大変だというのは、普段私も感じているところではありますので、陸だけではなく、海空も同じようなところはあると思いますので、部内誌的なものからの依頼という場合には何か手立てをやっていただけないのかなという気がしております。
- 陸幕担当 かしこまりました。
- 服務管理官 それでは今後調整させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 委員 前にもお聞きしたかもしれないのですが、個々の職員に対して、そろそろ贈与等報告書の提出時期がきているので、該当する人は出してくださいと、そういう個別の連絡はやっているのですか。
- 服務管理官 内部部局ですとか、機関によっては、しっかり四半期毎にリマインドをするような形でございます。
- 委員 陸上自衛隊は、どのように気を付けていらっしゃるのでしょうか。
- 陸幕担当者 今回の件に関しましては、特に座間駐屯地という部分で離隔した部分がありまして、親部隊は朝霞にあります。そういった部分で離隔した駐屯地の指揮系統に関しても通常はしっかりとリマインドという形で徹底等を図ってきたところでございますが、今回に関しましては漏れが発生したところでございます。大変申し訳ございません。
人事異動等も含めて担当者の引き継ぎをしっかりとやったのちに漏れが発生しないような処置を行っているところであります。
- 委員 ありがとうございます。
- 田中会長 よろしいでしょうか。その他皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。

○ 委員 意見なし

○ 田中会長 その他の御意見がないようでしたら、贈与等報告書の審査については以上とさせていただきます。

(7) 議題の採択等について

○ 田中会長 それでは、本日審議されました「第88回自衛隊員倫理審査会議事録」、それから「株取引等報告書」、「所得等報告書」、「令和2年度第4四半期の贈与等報告書」につきましては、各委員に承認をいただきたいと思いますので、サイン又は押印をお願いいたします。

(8) 閉会の辞

○ 田中会長 次回の審査会につきましては、10月上旬頃を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきますと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。

本日は、御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。